

官報

号外 昭和三十九年三月二十六日

○第四十六回 衆議院会議録 第十七号

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十九年三月二十六日

午後二時開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件

第二 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 義務教育諸学校施設費負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件

日程第二 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 義務教育諸学校施設費負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

外務委員長の選挙

○議長(船田中君) 外務委員長赤澤正道君は、昨二十五日辞任いたしました。

よつて、この際、外務委員長の選挙を行ないます。

○小沢辰男君 外務委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、外務委員長に白井莊一君を指名いたします。(拍手)

○本日の会議に付した案件
外務委員長の選挙
赤澤国務大臣のライシャワー大使の傷害事件についての発言及び
質疑

いて発言を求められております。これを許します。國務大臣赤澤正道君。

○國務大臣(赤澤正道君) ライシャワー駐日アメリカ大使が、大使館内にまして御報告申し上げます。

本月二十四日正午ごろ、ライシャワーは、まことに遺憾のきわみでありまして、精神異常の疑いのある少年に刺されるという不祥事が起りましたことは、まことに遺憾のきわみでありまして、ライシャワー大使をはじめアメリカの国民の皆さんに深くおわびを申し上げる次第でございます。

大使の傷は、手術の経過も順調であるとのことであります。一日も早く全快されるようお祈り申し上げる次第でございます。

私たちには、今後重ねてこのような不祥事件が起ることのないよう、新たなる決意をもちまして、さらに治安の万全を期する所存であります。

私は、今後重ねてこのような不祥事件が起ることのないよう、新たなる決意をもちまして、さらに治安の万全を期する所存であります。

大腿部を刺したという事件であります。犯行の動機は、本人の供述によりますと、最近、近視が多くなったり、強制的に海水浴させられたり、男女共

性を強制されたりすることについて自

分はこれを直す方法を知つておるが、世間は取り上げてくれない、このた

め、ライシャワー大使を傷つけるよう

なことをすれば、新聞やラジオに取り上げられるし、世界各国にも知られる

ようになると考えたといふのであります。

被疑者は、本年二月二十四日、二十

五日、二十六日にも連日上京いたしまして大使館におもむいておるのであります。

ております。この石を用意したのは、大便館のへいを乗り越えるときに落とし穴があるかないなどを確かめるためであつたと申しております。また、犯行の期日は、暦を見て、三月二十四日が吉日であるのでこの日の昼にきめたと申し述べております。

若干精神に異常のある少年による突発事故と思われるのではあります、本人の供述に前後矛盾する点もあり、被疑者の供述の裏づけを中心に捜査をいたしております。このような次第で、特段の背後関係がないようではあります、本事件の性質にかんがみ、さらに慎重に捜査を進め、真相の究明についているところであります。

したいと考えておる次第でございま
す。(拍手)
——
ライシャワー大使の傷害事件につ
いての発言に対する質疑
○議長(船田中君)　ただいまの発言に
対して質疑の通告があります。順次こ
れを許します。和田博雄君。

使が傷つけられるといふような事件は、他の国には例がないのではないかと思ひます。米国の世論が、ジョンソン大統領やライシャワー大使の声明によりまして冷静を保つてゐるのは何よりであります。しかし、この事件によつて日本の国際的情報ははなはだしく傷つけられたのであります。これは事実であります。なぜ日本だけにこ

いる大きな問題であります。一つ一つの事故なり事件なりには、それぞれの原因あるいは背景があるであります。しかししながら、これを予期しない突然的な事故であるとか、あるいは異常な性格の持ち主の行為だということだけでは片づけることは、政治の責任を持つ者のとるべき態度ではあります。」(拍手)池田内閣がこういう態度を

り出しナイフを持つて六時五十三分沼津駅発の列車で上京、新橋で下車、地下鉄で虎ノ門に至り、大使館に行き、石

本事件の発生後、私どもとしては、
しては、急遽臨時に國家公安委員会を
招集し、事件の内容を検討し、とあり
えず全国の警察に対して、この種事件

○和田博雄君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま行なわれました国家公安委員長の報告に対しまして、

のよろな事件が起つたかについて、政治を行ないます者はそりを正して嚴肅に反省をしなければならないと私は思ひます。(拍手)それなくして日本の

とつてきたからこそ、そういう安易な気持ちがいつとはなしに社会の空氣となつて、この背景の中で異常な事故が起つてゐるといふことで、教育は

を構内に投げ落とし、穴のないことを確かめたと言つております。その後、被疑者は、大蔵省印刷局のあたりで時のたつのを待つて、正午ころへいを乗り越えて大使館韓内に入り、本館ロビー入り口を入ったところで、かねてテレビなどで顔を知つておる大使とすれ違つた際に切り出しナイフをもつて斜め後方から右大腿部を突き刺した、こう言つております。被疑者は、直ちにその場に居合わせた大使館員二名によつて取り押えられ、非常ベルによつて急を知り大使館前警備派出所からかけつけた警察官に引き渡されたものであります。

今日までの捜査の結果によりますと、被疑者はかつて精神分裂症の疑いで精神病院に入院したこともあり、また最近においても入院の手続をとりつづつあったようでありまして、本事件は

の連鎖反応を防止するため、虞犯者、危険な精神障害者等の観察の強化及び外國公館その他の重要施設の厳重な警戒方を指示し、各都道府県警察とも警戒警備を強化しておりますが、今後の警戒警備につきましてはさらに十分な検討を加え、虞犯者や危険性のある精神異常者の観察を一段と強化し、警護に関する的確な情報の収集及びこれが十分な活用をはかり、関係機関との緊密な連絡協調のもとに内外の要人などの警護を強化し、外國公館など重要施設の警戒を厳にし、捜査用の各種資器材の充実をはかる等、このたびのよろづ不祥事件が再び発生することのないようその未然防止に努力してまいる所存であります。

若干の質問をいたしたいと思います、まず、質問に先立ちまして、日本社
ワード米国大使に対する傷害事件につきまして、国民とともに遺憾の意を表し
たいと思います。(拍手)

ただいま国家公安委員長から、この事件は精神に異常のある一少年の行
なつたものであること、また早川公安委員長の辞任によつて責任を明らかに
したといふようなことが報告されたのであります。私はこの報告を聞きま
して、政府は、事件を起こしました少
年が精神に異常があつたといふことで
ほつとしたような気持ちになつてい
る、あるいはそれでこの事件を解決し
たとしようとしているのではないかと
不安を感じたのであります。なるほ
ど、どの社会にもどの国にも、精神に
異常のある者はいるであります。
しかし、いやしくも一国を代表する大

国際信用を回復することはむずかしい
でありましょう。公安委員長の辞任に
よつて責任の問題は解決したといふよ
うな安易な態度をとることは、責任を
回避するにもひとしいものだと思いま
す。池田首相は、政府の最高責任者と
して、いかにこの責任を感じ、またい
かにして責任を明らかにするかを、ま
ずお尋ねしたいと思います。(拍手)

米国大使に対する傷害事件は、池田
内閣に対して、その政治の姿勢につ
き、一大警告を発したものだと私は考
えます。最近の日本には、異常な事故
や異常な事件が多過ぎます。先般の鶴
見の列車事故といい、また三池炭鉱の災
害といい、連日のようすに事故がありま
す。また凶惡な犯罪、大小の暴力はあ
とを断たないだけではなしに、むしろ
増加の傾向さらあるのであります。青
少年の問題も、世の親たちを悩ませて

(拍手) 深く思いをいたすべきであります。首相の自慢されていける高度成長の経済政策が、政策として行き詰まり、破綻を見せているだけではなく、社会の一部に暗い谷間をつくりだし、格差の増大、貧富の懸隔の増大、社会不安を醸成し、犯罪の温床をつちかい、次第にそれが日本の風土と化しているという社会環境の背景の上に、この傷害事件が起つたという事実を池田首相はどう反省しているか、これをお尋ねしたいと思うのであります。(拍手) 政治に於ける少數の人たちの繁栄と栄光のためにあるのではございません。万人の幸福のために行なわるべきものであることを、あらためてこの際強調せざるを得ないことを私はむしろ残念に思うわけであります。(拍手)

ど、どの社会にもどの国にも、精神に異常のある者はいるでありますよ。しかし、いやしくも一国を代表する大

とを断たないだけではなしに、むしろ増加の傾向であるのです。青少年の問題は、世の親たちを悩ませて

ことを、あらためてこの際強調せざるを得ないことを私はむしろ残念に思う
わざであります。(拍手)

昭和三十九年三月二十六日　衆議院会議録第十七号

赤澤國務大臣のライシ
る和田博雄君の質疑

ワード大使の傷害事件についての発言

五三

3

第三には、暴力の根絶に対しても首相はいかなる決意を持つかであります。ライシャワー大使に傷害を加えたこの事件には背後関係はなく、この少年は精神が異常であるという点がただいまの報告で強調されました。しかし、この点に私は一まつの疑念を持つものでございます。自分は目が悪い、日本の社会保障制度は不十分だ、それは米国の政策のためだというようなことを取り調べにおいて申したとか申しておりますし、大使に危害を加えた方法が足をねらうという右翼のしばしば用いる方法であったことなどから見ると、精神異常と断定するのは早計ではないでしょうか。私は、政府が精神異常者と結論を下すに至った根拠を公安委員長が本会議場において具体的に示すことによって、国民の持つ疑惑を一掃してもらいたいと思います。(拍手)どういう根拠で精神異常者であるということを断定になつたかを、はつきりと知らしていただきたいと思います。精神が異常であるということは背後関係の調査をいたさかでも忘ることは許されません。一点の疑いも残さぬまで徹底的に調査すべきであります。

同時に、もっと重要なことは、政治家自身が、右翼暴力との関係において國民からいささかの疑惑を持たれぬような、清潔にして断固たる姿勢をとることだと思いますが、暴力団あるいはその種の裏の組織を社会から一掃す

るるために、いかなる決意を首相は持つていられるかであります。(拍手)一人一殺というような気持ちになる者がいるといふこの社会の風潮は、一体どこから生まれたか、率直に反省をすべきであります。有力な政治家が暴力的な閉体と結びつきがあるかのような事実がときどき報道されることは、暴力に対する心がまだ十分でないことを示しているのではないでしょうか。首相は、暴力の根絶についていかなる決意を持つておられるかを明らかにしていただきたいと思います。

る道であることを肝に銘じなければなりません。

必要であり、私の責務と考えておるの
であります。(拍手)
なお、今回の事件によりまして、す
ぐに御承知のことく、私よりジョンソン大統領に、まことに申しわけない、
遺憾のこととござりますと手紙を出し
ましたところ、ジョンソン大統領より、この事件によつて日米間の友情と
理解がそこなわれることはないと確信
するという、非常にありがたい返事
をいただきました。また、アメリカの
世論を見ましても、ある非常に有力な
新聞は、ライシャワー大使に同情する
と同時に、日本国民に同情する、それ
は、今回の刺傷を起こしたあの青年の
気持ちは日本全国民の気持ちとかけ離
れておる、日本国民はそういう気持ち
を持つていい、したがつて、この事件
に対し日本国民がうろたえ、かつ非
常に困っていることを見るから、同様
するという社説を掲げております。私
は、これによつて何にもわれわれの責
任がなくなつたとは思いません。私
は、アメリカ国民のこの気持ちが全世界
に渡り、そして政府も国民も、政
家をはじめとして日本人全部が再び
ういうことが起らぬよう努力して
こそ、初めてこのアメリカの同情に
こたえ、国民の心配にこたえるゆえん
だと考へておるのであります。
なお、今回公安委員長の辞任を認め
ましたのも、本事件の重大性を考え
して、政治的に関係の深い方がおやめ

さない気持ちをあらわす意味において、私は辞任を認めた次第でございま
す。

今後におきましては、そういう意味
におきまして、国内的にも国際的にも
信用を回復するより政府は万全の努力
をいたしたいと思います。したがつて、
暴力取り締まりにつきましても、
私は、今までの施策をもつと強化
し、あらゆる手段をとつていただきたいと
考えておるのであります。

また、警察の責任につきましては、
目下事件の調査中でございまして、わ
たしは、いまの少年が精神病であるから
といってわれわれの責任に軽重があると
は毛頭考えておりません。精神異常
いうことで免責を得ようといふ気持ち
は全然考えていないのであります。政府
は、それが精神異常者であろうとい
いかなる者であろうと、こういう事
に対しましては政府全体の責任であ
りうることをここに申し上げまして
今後こういうことのないよう全力を
くすということで御了承願いたいと
いたします。(拍手)

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) 和田議員
ただいまのお尋ねに対しましてお答
いたします。

精神異常者と即断するのは誤りじ
ないか、根拠はあるか、こういうお
ねでございましたが、本人の身辺を

調尋や元の思尽る懇・政ちとと私と化ツ力も味よい

べてみましたところ、昭和三十七年、二年ばかり前に、沼津の復康精神病院というのに入院をいたしております。診断は三ヶ月入院ということになつてありますけれども、何かの都合で十日入院しただけで出されておる。それからこととしの二月にも、これは駿府精神病院といふので診断を受けて入院をすることになつておりますが、ベッドに余裕がなかつたために、そのときは入らないでしまつたといふことです。

やを調査しておますが、今までの段階では、交友関係その他を洗いましらうことになつております。
以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 吉田賢一君。

[吉田賢一君登壇]

○吉田賢一君 今回のライシャワー・アメリカ大使の刺傷事件は、世界にそ

の例乏しく、戦後わが国に起つた最も不尋な事件であります。

ここに私は、民主社会党を代表い

たしまして、アメリカ大統領とライ

シャワー大使及びその御家族に対し深

厚なる謝罪の意を表しつつ、以下要點

にわたり、内閣総理大臣及び関係各大

臣の所信伺いたいと存じます。(拍手)

第一に、ライシャワー大使の日本国

内における生命、財産、名誉は日本の

政府によつて完全に保護、尊重せらる

お尋ねでございます。われわれといた

しましても、事件が事件でござります

から、すいぶんその面も調査を進めて

おります。ただいま経理が述べられま

したとおりに、非常に重大な事件でございまして、また外國のこととござい

ますから、われわれといつてしまして

は、特に綿密に、背後関係ありやいな

感と不安感を与えたことはいなみがた
いことであります。さらにこの事件
が、わが国内にはんらんする暴力の風
潮などとの関連において、觀察を要す
る重要な国内政治の問題であることに
にかんがみ、政府は、今回の刺傷事件
が、ただアメリカ国民に与えた反響や
日米関係への影響がどうか等に心を奪
われて、大統領のいわゆる好意と理解
のある友好的ないさつや、負傷せら
れた大使も気にしないといふのではつ
としているといふ。一喜一憂の態度で
あつてはならないであります。(拍手)

この際のわが国は、むしろ世界の各国
に与えたであろう日本の治安能力と実
情に対する不信や不安感を一掃するた
めに、政府みずから深い省察のもと
に、歎然とした積極的態度と対策が必
要ではありませんか。すなわち、何よ
りも政治、行政への高い倫理性の確立
であります。(拍手)この高い倫理性を

ぶる重大な社会問題であり、また政治
の貧困のもたらすおそるべき事実とい
わねばなりません。(拍手)かかる暴力
事件であります。この際、一つには、か
かる國際事件の首発を防ぎ、少年非行
の多岐にわたる非行の原因を探求し、
これが絶滅を期する根本対策樹立のた
め、從來の機關を吸収し、広く国民の
協力を得て、有力かつ權威ある少年非
行等問題の審議機關を設立するべき内閣
に設置し、あわせて当該行政機關も統
一することが必要であると考えるが、
池田総理の所信はいかがでございま
しょうか。

第二に、ライシャワー大使事
件の重大なる背景は何か。それは政治
道義が地に落ちてゐることであります。
申しますまでもなく、国会は國權最高の
府であり、全國民の代表が國政万般を
掌理するところであります。この国会
は正常化を叫ばれて久しいにかかわら
ず、依然として議会の民主化ならず、
あるいは數をたのんで他黨の言論を抑
圧し、またこれに抵抗して議場は混
乱、暴力化するなど、數の暴力、肉体

の暴力と、いずれも五十歩百歩で、こ

れを調査しておますが、今までの
につき見のがしがたい重大な背景は、
潮などとの関連において、觀察を要す
る重要な国内政治の問題であることに
にかんがみ、政府は、今回の刺傷事件
が、ただアメリカ国民に与えた反響や
日米関係への影響がどうか等に心を奪
われて、大統領のいわゆる好意と理解
のある友好的ないさつや、負傷せら
れた大使も気にしないといふのではつ
としているといふ。一喜一憂の態度で
あつてはならないであります。(拍手)

この際のわが国は、むしろ世界の各国
に与えたであろう日本の治安能力と実
情に対する不信や不安感を一掃するた
めに、政府みずから深い省察のもと
に、歎然とした積極的態度と対策が必
要ではありませんか。すなわち、何よ
りも政治、行政への高い倫理性の確立
であります。(拍手)この高い倫理性を

ぶる重大な社会問題であり、また政治
の貧困のもたらすおそるべき事実とい
わねばなりません。(拍手)かかる暴力
事件であります。この際、一つには、か
かる國際事件の首発を防ぎ、少年非行
の多岐にわたる非行の原因を探求し、
これが絶滅を期する根本対策樹立のた
め、從來の機關を吸収し、広く国民の
協力を得て、有力かつ權威ある少年非
行等問題の審議機關を設立するべき内閣
に設置し、あわせて当該行政機關も統
一することが必要であると考えるが、
池田総理の所信はいかがでございま
しょうか。

第三に、さらにライシャワー大使事
件の重大なる背景は何か。それは政治
道義が地に落ちてゐることであります。
申しますまでもなく、国会は國權最高の
府であり、全國民の代表が國政万般を
掌理するところであります。この国会
は正常化を叫ばれて久しいにかかわら
ず、依然として議会の民主化ならず、
あるいは數をたのんで他黨の言論を抑
圧し、またこれに抵抗して議場は混
乱、暴力化するなど、數の暴力、肉体

の暴力と、いずれも五十歩百歩で、こ

れは議会否認に通じ、また一種の権力主義、独裁思想にも發展する危険があるであります。民主政治の殿堂としてあらまほしい国会がこの姿では、いかにして信を国民につなげ得ましようか。国民の信頼なくして民主政治は断じて実現し得ないこと自明の理であります。

かくのことく国会がかかる暴力容認の傾向の強いその原因は何か、国会も政府も思いをここにいたして、新たに国会のモラルを確立することあります。国会は言論の府であり、正しい秩序と正義を守り、政治の折り目を正し、国民の信頼にこたえる機関であらねばなりません。このあるべき国会の高い倫理性が欠け、政治道徳地に落ちたところに、社会には暴力が満ち、ライシャワー大使刺傷事件が起こつています。(拍手)

最後に、私は、ライシャワー大使刺傷事件の責任を論じて政府の所信を伺いたい。

場所は首都の中心、ホテルオークラ前の道路の白いアーチをアメリカ大使館内へ乗り越えての犯行であります。冒頭

交通ひんぱんな普通の道路からの侵入犯人を不可抗力呼ばわりするようなことは断じて許されない。この行政的責任はいかがでしようか。赤澤自治大臣にお伺いしたい。また、早川崇君が自治大臣、国家公安委員長の責めを負つて辞職したことは事重大であります。

明らかに行政上の責任のあつたことを証明するものであります。

次に、内閣の責任について総理大臣に御所見を伺いたい。

憲法第六十六条规定は、内閣の行政権行使は国会に対する連帶責任の旨規定しております。(拍手)これは旧憲法にない規定であつて、旧憲法は國務大臣の個別単独責任制であったのを、現行憲法では行政権は合議体の内閣の権限に属し、かつ、その責任は内閣の連帶責任である旨を明記いたしましたところ

に御所見を伺いたい。

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたしました。

この事件に対しまする認識は、あなた

のとおりであります。そこで、昨日早

川君が自治大臣辞職の弁として、記者会見で、原因のいかんは問わず、内外

明らかにし、私は国務大臣として一切

に述べた」ととく、大使の生命、財産、名譽は接受國日本政府の保護の義務に属するとは總理も認めておられる。

が警備行政の重大責任を負うて辞職せ

られた以上、右憲法規定の趣旨によ

り、また憲法第九十九条は國務大臣に

憲法尊重と擁護の義務を明記しており

ますのにかんがみ、池田内閣は早川崇

前自治大臣とともに一蓮託生、連帶責

任を負つて辞職すべき場合ではない

でしょうか。(拍手)この際、政治の折

り日を正し、筋を通し、高いモラルを

要請されることいまだ切実なるはな

いとき、池田総理は、勇断をもつて憲

法の精神を生かし、一つには国会と行

政の権威と威信を高め、かつ国民の

信頼を厚うし、他はもつて範を全国民

に示して、民主政治の確立と平和と独

立と繁榮の日本の建設に貢献せられて

はいかがでしようか。池田総理大臣の

御所見を伺いたい。

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたしました。

この質問は以上をもつて終わりま

す。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

この事件に対しまする認識は、あなた

のとおりであります。そこで、昨日早

川君が自治大臣辞職の弁として、記者

会見で、原因のいかんは問わず、内外

に与えた影響にかんがみ、政治責任を

いたい。

まして、先ほど私がお答えしたところ

で御了承願います。今後再びかかる事

件の起らぬよう、全力をあげること

をことではつきり申し上げておきま

す。

なお、青少年対策につきましては、

政府は青少年問題協議会を内閣に設け

ておりますが、事の重要性にかんが

み、御審議を願つております。(拍手)

この問題を處理していくことを考

えております。

また、お話を精神病者対策、これは

事件の発生を防止するために必要な

いわゆる虞犯者、精神異常者等々、こ

れは、今後十分講じていく考えで

おります。

また、お話を精神病者対策、これは

事件の発生を防止るために必要な

いわゆる虞犯者、精神異常者等々、こ

れは、今後十分講じていく考えで

おります。

また、お話を精神病者対策、これは

事件の発生を防止するために必要な

いわゆる虞犯者、精神異常者等々、こ

れは、今後十分講じていく考えで

おります。

また、お話を精神病者対策、これは

（拍手）
大統領はじめ米国朝野の理解と同情はございまするが、われわれはみじんもこれに甘えるところがあつてはならないと存じております。お話をようやく、政治と行政の倫理性と規律を高めまして、これによりまして、わが国の治安能力のみならず、わが国の国際信用全体の回復と向上にこたえるところがなければならないと存じております。

事件の真相、精神状態、したがつて、法律的責任の問題、背後関係等、徹底的に捜査をいたす考え方でございま
す。

だに遺憾と申し上げるだけではなく、文
教をあずかる者といたしまして、心から
らその責任を痛感いたしております。
国民の間に、人命の尊重、暴力排除と
いうようなことが強く呼ばれております
すやさきにおいて、かような事件が発
生いたしましたことは、返す返すも残
念でございます。

青少年の教育にあたりましては、人
間尊重の精神に背く、秩序を守り、事

達成に努力いたしたいと考えておる次第でござりますが、暴力団のはつこ離業するような社会、不良な文化財がはんらんしておるような社会、不健全なる営業がはびこつておるような社会、このよろくな状態のもとにおきまして教育の効果をあげることは、きわめて困難であります。私は、その意味におきまして、われわれの与えられた任務につきましては、これまでのところ、こ

に入つていなかつたなど、諸般の点から検討いたしましたが、特別の責任を追及するほどの欠陥はなかつた模様でござります。しかし、なお捜査の進展に伴いましてこれらの点についても十分調査いたしたいと考えております。

○國務大臣(賀屋興宣君) お答えを申
し上げます。

今回の事件はまことに遺憾じくつなごとでございます。私も、内閣の一員としていたしまして、また治安関係の閣僚の一人としまして、政治的責任を感じておるものでござります。総理大臣からもお話をありましたように、今後かかることが再び出来しないように、全

力をあげまして対策を講ずることが重
大な任務と考えておることころでござい
ます。

ただいま、対策はどうか、あるいは
少年非行に対する対策等のお話でござ
いますが、法務省の所管の問題といった
しましては、まず、捜査が検察当局に移
りまして以後は、犯人の保全と申しま
すが、これに特に注意を払い、なお、

病理的に、この方面に対しまして、精神鑑別と申しますが、力を尽くしていくたい。あらゆる方法によりまして、再びかかる不祥事が起こらないよう、全力を尽くす所存でございます。(拍手)

〔國務大臣灘尾弘吉君登壇〕

ける教育者の努力にとどまらず、家庭における適切な指導、職場や社会における指導者や同僚の協力、言いかえすれば、国民すべてが共同して健全な社会環境を整えるようにななければならぬ、かように考えるものであります。

文部省としては、関係の向こう密接な連絡協調のもとに、その任務の

拝聴いたしましたが、警戒警備の全責任は、もちろん、警察にあるのは当然でございまして、今回の事件につきましては特に責任を痛感しております。ただ、行政処分という観点からの責任の有無につきましては、今日までのところ、事前情報、警備派遣員の勤務状況、また、投石の際の検索、本件被疑者が警察の視察線内

〔國務大臣田中角栄君登壇〕

○國務大臣(田中角栄君) 外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に即応し、国際分業を通じて経済活動の効率を高め、わが國経済の一そうの繁栄をもたらすため、開放経済体制への移行も

まことに不幸な事件が十九歳の少年によつて引き起こされましたことは、た

文部省としましては、關係の向きと密接な連絡協調のもとに、その任務の

出所勤務員の勤務状況、また、投石の際の検索、本件被疑者が警察の視察線内の

日本を業として經濟計画の充実を高め、わが國經濟の一そらの繁栄をもたらすため、開放經濟体制への移行

て、そういう問題に対しまして十分なる改善を加えてまいりたい。また、裁判、少年審判等、少年に対しまする刑事政策の実行の問題としましては、今後も、その責任能力の年齢であります

とが基本的な要務であると考えまして、学校教育、社会教育を通して、知育、体育、それとともに德育の充実につとめ、豊かな人間性の涵養をはかることをわれわれは努力いたしておる次

○國務大臣(赤澤正道君) お答えいたしました。世の中のいろいろな事務の責任を全うしていただきたいものと心から念願をいたしております。(拍手)

○議長（船田中君） 議院運営委員会の決定により、内閣提出、参議院送付、
外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）の趣旨説明

文部省としましては、関係の向こう密接な連絡協調のもとに、その任務の

出所勤務員の勤務状況、また、投石の際の検索、本件被疑者が警察の視察線内の

日本外業を通じて新洋服の文化を高め、わが國經濟の一そらの繁栄をもたらすため、開放經濟体制への移行し

昭和三十九年三月二十六日 衆議院會議錄第十七号

ライシャワー大使の傷害事件についての発言に対する吉田賢一君の質疑
に関する法律の一部を改正する法律案についての田中大蔵大臣の趣旨説明

外国為替及び外國貿易管理法及び外資に

五三六

と、満足、樂觀の姿勢を見せたのであります。これは總理の單なる主觀か、それとも事實の推移がそれほど樂觀でない状態なのか、總理が必要以上に語ります。氣強く樂觀論を述べては、國民は安心をし、國產品愛用運動にも耳をかさないし、業界も實力以上に伸びをする結果になるであります。總理、人間の心理を忘れてはならないのであります。一國の經濟は數字だけでは動かないのです。バラ色のムードに包んだ所得倍増論をぶち続けることは、現段階では國家、國民經濟に害こそあれ、益するところは皆無であると私は断するのであります。(拍手)對外準備が外貨貿易出傾向に耐えられるかどうかという問題も重要でありますが、それ以上に國際收支の大幅変動を招くような政府の経済運営の方法に問題があるのであります。本日の閣僚懇談会も、この事態の重大なことを認識したから開かれたのではないか。今日の事態を招いた責任を痛感し、事實を率直に國民に訴え、反省を國民に示すことが、民主政治家のとするべき態度ではないかと私は思つのであります。(拍手)總理大臣の心境をお尋ねいたします。

第二に、外貨準備高の問題であります。いよいよ四月一日からIMF八条国となり、開放体制になるのであります。ですが、わが国の外貨準備高は貧弱で、少な過ぎるのではないか。三月末十八億ドルと大蔵大臣は発表し、さらにIMFからの借り入れゴールド・トランシニ一億八千万ドルを加えると二十億ドル見込めるから、外貨繰りの面では心配ないと國民を安心させようといたしております。しかし、正味十七億弱しかないのであります。試みに、八条国施行時における各國の外貨準備高を見ますと、ドイツは七十一億一千九百万ドル、イギリスは三十二億四千五百万ドル、イタリアですら二十九億七千二百万ドルの外資準備を持つて八条国に施行したのであります。これらの国と比較して、いかにわが国の準備高が少ないか、これでも国際収支の天井が高くなったといえましょうか。樂觀は禁物ではありますまい。首相は、外貨最低限度額は幾らでいいのかという根拠は必ずかしいと国会で答弁をいたしております。市中銀行筋では、外貨準備高の最低限度額を計算するのに、月間輸入額の三倍と、異常危険準備二億から三億ドル、景気変動準備金三億から四億ドル、合わせて約二十億ドル前後

が最低限度額だと説明いたしておりま
す。総理の率いる政府では、わが國の
外貨準備の最低限度額は幾らくらいを
目標としておられますか、明らかにせら
れたいのであります。

第三に、IMF八条に移行し、わ
が国の円が、ドル、ボンド、マルクな
どの主要交換可能通貨の仲間入りを
し、基本的には同格になるわけでござ
いますから、現在のごとく国内の物価
騰貴が統きますならば、円の信用は低
下するではありませんか。国際通貨と
しての円の価値を高めるためには、貨
幣価値の安定が緊要だと思うのであり
ます。日本円の信用低下を防ぐために
も対策は重要であります。当面いかな
る対策の用意があるか。物価の面と通
貨の面から、それぞれの具体的な総理
の見解をお尋ねいたしたい。

第四の問題は、円の交換性回復に伴
い、一ドル当たりの為替レートが三け
たにもなつてゐる円の呼称単位を、そ
のままでよいかという問題であります。
通貨価値を守ろうという心理的効
果をねらい、国民の自信、外国人の日
本円に対する信用向上のためにも、呼
称単位の切り下げ、すなわちデノミ
ネーションが必要だとの見解もある

が、総理の考そはいかがでありますか。

第五は、英國、フランスは、中國政府に対し、アルゼンチンからの小麦輸入代金を年利四%で融資したと、今月二十三日の新聞は報じております。この彈力的イギリス、フランスの態度と、自主性なき池田内閣の態度を比較するとき、この広大な市場に対するわが國の立ちおくれを痛感せざるを得ません。日本の将来を案ぜずにはいられないのです。(拍手)さらに、米商務省は、十九日、外國の企業がアメリカの技術方式を買ってつくつて、いる商品の中共向け輸出統制を四月一日以降緩和すると発表しました。すなわち、アメリカは、自國の機械を海外に売りつけるため、自國の利益を増大するため、間接輸出を認めようといふのであります。わが国の岡崎義平太氏は、過般、今後の日中貿易の目標は政府間通商協定の締結であり、LTT貿易がその基礎となるよう持つていただきたいと語っております。池田総理が中国との政府間協定に踏み切るならば、日中貿易は本年度の一億六千万ドルをはるかにこえるであります。

日本の貿易構造の改善にもなるであります。

お聞かせ願いたいのであります。
さらに、五月までにゴコム制限の緩和が行なわれると報道されておりま
す。日本はゴコムから脱退し、南北問
題に取り組むこと、東西のかけ橋にな
ることが、現時点における歴史の要請
と考えるが、総理の見解はいかがであ
りますか。

次に、大蔵大臣にお尋ねをいたしま
す。

日本の対外債権債務のアンバランス
という問題が、経済の正常発展を阻害
しているのではないかといふ問題であ
ります。十二月末の対外資産を見ます
と、合計四十九億七千八百万ドル、債
務は七十四億六千万ドルとなつており
ます。差し引きわが国は、対外資産関
係におきましては二十四億八千万ドル
の借金の国であります。負債額が債権
を上回る国であります。わが国の対外
債権債務がかくもアンバランスであ
り、しかも、外貨準備運用のうち、ア
メリカ市中銀行への定期預金七億ドル
は、経済的信用の担保ともいふべき
ものであります。金はわずか二
億八千九百万ドルであります。外貨
準備のうち安心して使用できる絶
対額は、二十億をはるかに下回る状

に例のない所得倍増計画を実現すべくあらゆる努力をして、あらゆる知恵をしほっていきたいと考えておるのであります。

次に、外貨準備はいかほどか、これ

はもう何年いろいろ議論をされておりますが、常に私は言つております。

多いに越したことではない、しかし、少

ないからといって取り越し苦労をする

必要はない、こういうことでございま

す。日本は四ヶ月分ぐらいあります

が、イギリスは連邦全部で三ヶ月しか

持つておりません。イギリスより多い

ませんが、まあ大体いまのところでい

いんじやないか。そうして、IMFの

スタンダードバイといふものとゴールド・

トランシュといふものは三億五百億ドルの内ワクでございまます。日本

のいわゆるIMFの持ち分は、二億五千万ドルがスタンダードバイでございま

すが、御承知のとおり、数年前にイギ

リス等に五千五百億ドル貸しておりま

すから、これを入めて一億八千万ドル

ですが、これは私はやる考え方はござ

いません。はつきり申し上げておきま

ります。このゴールド・トランシュを

外貨準備に入れるか入れぬかというこ

とは、前は問題がございましたが、先

般のIMFの理事会におきましては、

こういふゴールド・トランシュは外貨

準備に入れるべきだということが多数

説でござります。したがいまして、日

本としては、ゴールド・トランシュは

入れることにいたしております。最近

イタリアも入れるございましょう

が、これはIMFの考え方でございま

して、日本の外貨に不安があるとい

うのでは決してございません。どうぞ御

安心を願いたい。(「国際收支に不安が

あるじゃないか」と呼ぶ者あり)国際收

支の不安によって公定歩合を上げたの

ではない。日本の経済全体が安定して

成長するようになつたのであります。

そうして、これはこういう経済安定の

ためのるべき措置であるのであります。

したがいまして、取り越し苦労な

んかはおありにならぬほうがよくて、

その苦労の努力を前向きにやっていく

次に、中共との貿易でござります

が、ココムを廃退することはいたしません。それは、日本が世界経済に入り

準備を入れるべきだということが多數

はかかるゆえんでござりますので、ココ

ムを廃退する気持ちはございません。

ただ、中共貿易につきましては、私

は、先年來努力いたしておりますか

ら、幾何級数的とは申しませんが、四

年前は四千万ドルが、おととしは八千

万ドル、いまは一億三千万ドル、こう

なつておるのでございまして、あなた

をおっしゃるフランスやイギリスより

も貿易額に対する中共貿易の割合は上

でござりますから、どうぞ、この状態

を私は続けていきたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(田中角栄君登壇)

【国務大臣田中角栄君登壇】お答えいた

しました。

第一点は、わが国の对外債権債務の

問題でござりますが、御承知のとお

ります。

その苦労の努力を前向きにやっていく

従来からその内容の健全性を維持すべく努力いたしていることは、御承知

いたしました。対外債権債務につきましては、常に自己資本比率を上げるように資本

の蓄積に努力しながら、国際収支の長期的安定に資するように改善を進めてまいりたいと考えます。

それから、外貨準備の適正水準につ

いて、ゴールド・トランシュの一億八千万

ドルを含めて、二十億ドルに近い外貨

保有で年を越すわけありますから、

対外債権債務及び外貨の事情等につき

ます。ただ、急のために六十三年の九月

末の各國の準備高で申し上げますと、

ドイツは六カ月分であります。フラン

スも六カ月分であります。イタリアは

七カ月分、イギリスは三カ月分、カナ

ダは五カ月分であります。日本は四カ月分、こう

いうことで御了解いただきたいと思

います。

第二点は、八条国移行後、四月一日

以後、この大きな負債の絶対額は増大

すると思うというようなお考えでござ

りますが、この問題は、今後の国際取

支の動向にかかるであります。

まして、八条国に移行したがゆえに困

難が生ずるという問題ではないわけであります。もちろん、政府としましては、国際収支の改善のために各般の施策を行なう予定でござります。

それから、最後に、IMFのスタン

ドバイ借り入れは、非常に国際収支に

不安があるからとということでございま

すが、これは国民にも全世界にも通ず

ます。御発言でありますので、はつきり申

し上げておきます。

IMFから三億五百万ドルのスタン

ドバイを行ないましては、外貨準備

が不安であるということで行なつたの

ではないであります。四月一日を期

して八条国に移行する歴史的な事態に

対処しまして、外貨の第二線準備を厚

くして国際経済の波動に対処する、当

然かくあるべき立場に立つておる日本としてかかる措置をとつたのであります。しかし、借金をすることはいかぬのだ。そういう考え方でいつもお話しになりますが、IMF等は、こういうことをするためこの機関があるのでありますから、どうぞその事情も十分お考えの上、御理解いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕
○国務大臣(大平正芳君)　自由化されおる特定物資の輸入が急増いたしまして、国内の関連産業に損害を与えるおそれのある場合に、ガット十九条の御指摘の規定が適用になるわけですが、それを得る必要はないと考えております。

重い国でござりますし、またアジアに位しておる関係もございまして、前向きで、かつ彈力的な態度で対処いたしたいと考えております。

プレビッシュの提案に対するわが国の見解でございますが、これは数点ございますが、一次産品の価格の引き上げ、商品協定の拡充、輸入ターゲットの提示等、一次産品の価格安定等につきましての提案がございますが、わが国といたしましては、先進国全体も含めまして、一次産品の需要の増大によりまして、低開発圏の一次産品の輸出のシェアが多くなるよう、できるだけ配慮していく心がまだでまいりたいと思っております。ただ、商品協定等につきましても、全面的にこれを採用するわけにはまいりませんけれども、品目によりましては取り上げるにやぶさかでないと考えております。

かと申しますと、そう簡単なものでないことは、武藤さんも御承知のとおりだと思うのでございまして、今度の会議では、精一ぱいこういった貿易拡大問題を前進的に解決する一つの方向づけというようなものが期待されるのでないかと考えております。

それから、わが国の態度といたしましては、低開発圏貿易の比重が非常に重い国でございまして、またアジアに位しておる関係もございまして、前向きで、かつ彈力的な態度で対処いたしたいと考えております。

それから、補償融資の提案に対しましては、直ちにこういう提案に賛成するつもりはございません。

それから最後に、古典貿易主義に対する御批判でございますが、私どもは、ただいままでガット等がなし遂げてきた成果、その実績といふものは、それ相当に評価し、それを活用しながら低開発圏の貿易拡大にこれを利用してまいりたいともあわせて考えて考えなが、國連貿易開発会議の今後の発展に応分の寄与をしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、对外債務が増大して困るではないかというお話をございますが、これは私は、優良なものが入ってきて、そろして日本の産業が充実するといふ、りっぱに育っていくのならば、これでかえって輸出がふえますから、決して御心配のよくなことはないのではないかと考えておる次第であります。

次に、中小企業と民族資本に対する影響を御心配でございますが、私たちは、優良な外資はこれを導入することによって、今後も、優良な品目が相当ござりますから、日本がこの程度の自由化をいたしておれば、これまで十分とは申しませんが、決して恥ずかしいものではないと思つております。しかし、今後も自由化の計画を進めてまいるわけでございますが、石炭とか硫黄とか、あるいは農産物の一部等は、非常に自由化が困難であろうと思います。また、重油等は石炭に比べる影響がござりますから、慎重にやらなければなりません。しかし、軽油類はすみやかに自由化してはどうかと考えております。

なお、輸入見積もり計画をつくるのはガット十九条に反はしないかといふことですが、輸入見積もり計画をつくるということは、日本の輸出入の実態を把握しながら、日本の経済の運行を正常な姿でやつていきたいというのが目的でございまして、私たちは、ガットの十九条は、ただいま外務大臣も申し上げましたとおり、緊急

○国務大臣(福田一君)　お答えいたしましたが、國連で初めての大規模的政治的色彩を持ちました会議でございました。そういう評価を私どもいたしましたが、お説のとおり、ただいまでも根底において持つております。ただ、今度の会議ですべての低開発圏の貿易拡大の問題が解決の軌道に乗る

かと申しますと、そう簡単なものでないことは、武藤さんも御承知のとおりだと思うのでございまして、今度の会議では、精一ぱいこういった貿易拡大問題を前進的に解決する一つの方向づけといふようなものが期待されるのでないかと考えております。

それから、わが国の態度といたしましては、低開発圏貿易の比重が非常に重い国でございまして、またアジアに位しておる関係もございまして、前向きで、かつ彈力的な態度で対処いたしたいと考えております。

それから最後に、古典貿易主義に対する御批判でございますが、私どもは、ただいままでガット等がなし遂げてきた成果、その実績といふものは、それ相当に評価し、それを活用しながら低開発圏の貿易拡大にこれを利用してまいりたいともあわせて考えて考えなが、國連貿易開発会議の今後の発展に応分の寄与をしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、对外債務が増大して困るではないかというお話をございますが、これは私は、優良なものが入ってきて、そろして日本の産業が充実するといふ、りっぱに育っていくのならば、これでかえって輸出がふえますから、決して御心配のよくなことはないのではないかと考えておる次第であります。

次に、中小企業と民族資本に対する影響を御心配でございますが、私たち

は、優良な外資はこれを導入することによって、今後も、優良な品目が相当ござりますから、日本がこの程度の自由化をいたしておれば、これまで十分とは申しませんが、決して恥ずかしいものではないと思つております。しかし、今後も自由化の計画を進めてまいるわけでございますが、石炭とか硫黄とか、あるいは農産物の一部等は、非常に自由化が困難であろうと思います。また、重油等は石炭に比べる影響がござりますから、慎重にやらなければなりません。しかし、軽油類はすみやかに自由化してはどうかと考えております。

なお、輸入見積もり計画をつくるのはガット十九条に反はしないかといふことですが、輸入見積もり計画をつくるということは、日本の輸

出入の実態を把握しながら、日本の経済の運行を正常な姿でやつていきたいというのが目的でございまして、私たちは、ガットの十九条は、ただいま外務大臣も申し上げましたとおり、緊急

○国務大臣(宮澤喜一君)　お答えいたしましたが、國連貿易開発会議の今後の発展に応分の寄与をしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、对外債務が増大して困るではないかというお話をございますが、これは私は、優良なものが入ってきて、そろして日本の産業が充実するといふ、りっぱに育っていくのならば、これでかえって輸出がふえますから、決して御心配のよくなことはないのではないかと考えておる次第であります。

次に、中小企業と民族資本に対する影響を御心配でございますが、私たち

は、優良な外資はこれを導入することによって、今後も、優良な品目が相当ござりますから、日本がこの程度の自由化をいたしておれば、これまで十分とは申しませんが、決して恥ずかしいものではないと思つております。しかし、今後も自由化の計画を進めてまいるわけでございますが、石炭

とか硫黄とか、あるいは農産物の一部等は、非常に自由化が困難であろうと思います。また、重油等は石炭に比べる影響がござりますから、慎重にやらなければなりません。しかし、軽油類はすみやかに自由化してはどうかと考えております。

なお、輸入見積もり計画をつくるのはガット十九条に反はしないかといふことですが、輸入見積もり計画をつくるということは、日本の輸

セズ」の下に「其登記ガ所有權ノ登記アル不動產ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有權ノ登記ヲ為シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「所有權ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前何レカ一筆ノ土地ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニテ準用ス

第八十一条ノ四に次の二項を加える。

先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ數筆ノ土地ニ其權利が存続スベキトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テ分割前ノ土地ニ闕スル權利ナガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動產ニ闕スル權利ト共ニ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タルトキハ其登記

添附スルコトヲ要ス第八十一条ノニ
第四項ノ規定ニ依リ先取特權、質権又ハ抵當權ノ登記アル土地ノ分筆ノ規
定ニ準ジ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

第八十四条中「第八十一条ノ四第一項」を改める。
第八十五条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「前項ノ場合ニ於テハ」を「相当区事項欄ニ甲地ノ登記ヲ用紙ヨリ所有權及ビ地役權ノ登記ヲ転写シ所有權ノ登記ガ合併シタル部分ノミニ國スル旨又ハ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併三因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地役權ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タル旨」を「目的タル旨ヲ記載シテ夫々」に改め、同条第三項中「所有權又ハ」を削る。

条第一項の次に次の一項を加える。
減失シタル土地ガ他ノ不動產ト共
ニ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目
的タリントキハ前項ノ規定ニ從ヒ
テ為スベキ登記ハ共同担保目録ニ
之ヲ為スコトヲ要ス
第九十条第四項中「第五十一条
第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五
条^二」及ビ第六十条ノ二」に改め
る。
第九十三条ノ三第二項中「平面圖
ヲ」の下に「添附シ所有權ノ登記アル
建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併
前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登
記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の
次に次の二項を加える。
第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ
規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタ
ル場合ニ之ヲ準用ス
第九十三条ノ三に次の二項を加え
る。
第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先
取特權、質權又ハ抵當權ノ登記ア
ル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申
請ニ及ビ乙建物^二を加え、「且所有權
第九十六条ノ二第一項中「第九十
四条ノ二第一項」を「第九十四条ノ二
第一項本文」に改め、「甲建物」の下
に「及ビ乙建物」を加え、「且所有權

ト共ニ其權利ニ開スル登記中ニ乙建物屋番号及ビ其權利ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シテ夫々」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
此場合ニ於テハ第八十三条第一項後段及び第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス
第九十六条ノ二第二項を次のよう改める。
第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。
第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。
此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス
第一百一条に次の二項を加える。
不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ前条第二号又ハ第三号ノ規定ニ従ヒテ所有權ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ニ付キ地積ノ測量図及ビ土地ノ所在ノ平而圖ヲ添附スルコトヲ要ラ、建物ニ付テハ建物ノ平面及び各階ノ平而圖ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百二条中「不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ」に改め、「又ハ囑託書」及び「第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル」を削る。

第一百四条第二項を次のように改める。

第一百一条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第一百二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス。

第一百五条中「記載シ若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ」を削る。

第一百六条中「若クハ弁済期」を削る。

第一百七条中「弁済期ノ定アルトキ、」及び「其発生期若クハ支払時期ノ定アルトキ」を削り、「利息ノ」の下に「弁済期又ハ」を加える。

第一百二十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ」を「前項ノ申請書ニハ」に改め、同条第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ前ノ登記ガ敷箇ノ不動産ニ閲スル権利ニ閲スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ他ノ一箇ノ不動産ニ閲スル権利ヲ目的トスル先取特權、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スルトキヲ除キ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス前項ノ共同担保目録ニハ前ニ登記ヲ為シタル先取特權、質権又ハ抵当権ノ目的タル不動産ニ閲スル権利ノ表示ヲ為スコトヲ要ス但前ノ登記ガ敷箇ノ不動産ニ閲スル権利ニ閲スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ申請スルトキハ此限ニ在ラズ

敷箇ノ不動産ニ閲スル権利ヲ目的トスル先取特權、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノアルトキハ申請書ニ其登記所ノ敷箇ニ応ジタル共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス一箇ノ不動産ニアルトキハ申請書ニ其登記所ノ

權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前項ニ闕スルモノニシテ其不動產ガ利ニ闕スルトキ亦他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同ジ

第二項を削る。

第一項を第一項として次の
一項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル各不動產ニ闕スル權利ノ表示ヲ為シ申譲人又ハ之ヲ作成スル登記官之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第一百二十六条に次の二項を加え
る。

第一百二十三条第二項ノ共同担保目録又ハ第百二十七条第三項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ハ前ノ登記ニ闕スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ一部ト看做ス

第百二十七条 第百二十五条ノ規定
ハ第百二十三条ノ規定ニ從ヒテ登記
ノ申請アリタル場合ニ於テ登記
ヲ為ストキニ之ヲ準用ス
前項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ
前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ闕スル
権利ニ闕スルモノナルトキハ前ノ
登記ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他
ノ不動産ニ闕スル権利ガ共ニ担保
ノ目的タル旨ヲ附記シ同項ノ登記
共同担保目録アルトキハ其共同担
保目録ニ其一箇ノ不動産ニ闕スル
スルモノニシテ前ノ登記ニ闕スル
権利ノ表示ヲ為スコトヲ要ス
第一項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於
テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ
屬スル不動産ニ闕スルモノアルト
キハ遲滞ナク其登記所ニ同項ノ登
記ヲ為シタル旨ヲ通知スルコトヲ
要ス此場合ニ於テ第百二十三条第
四項ノ共同担保目録アルトキハ之
ヲ其登記所ニ送付スルコトヲ要ス
又ハ第百二十八条第二項ノ規定ニ
依リ送付セラレタル共同担保目録
ニ之ヲ準用ス
第百二十七条を次のように改め
る。

前項ノ通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第二項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要。第百二十八条第一項中「消滅ノ登記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動產ニ關スル權利ニ付キ第百二十五条ノ規定ニ従ヒテ為シタル登記」を「共同担保目録」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第二項を削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第三項ノ規定ニ依り同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成シタル共同担保目録アルトキハ之ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第百三十六条中「若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ」を削る。

十四条ノ二】を削り、同条に次の二項を加える。

権の登記でこの法律の施行の際現に効力を有するものがある不動産については、登記官は、法務省令で定めるところにより、この法律による改正後の不動産登記法（以下「新法」という。）第八十五条第二項（第九十七条及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に準じ所有権の登記をすることができる。

又は第八十七条第一項（第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に準じて登記された数個の不動産に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権でその目的たる不動産に関する権利が共同担保目録に記載されているものがある場合において、同一の法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に関する権利を目的とする先取特権の登記を申請するときは、申費書に前に登記された先取特権、質権又は抵当権の目的たる不動産に関する権利で共同担保目録に記載しなければならない。この場合には、新法第一百

十三條第四項前段の規定を準用する。

第六十一条第一項ただし書	第九十一条第一項	第九十五条第一項	第九十八条第一項
不動産ノ表示ニ關 スル登記、	為ス場合	為シタル場合	不動産若クハ

令で定めるところにより、補正を行なうものとする。

第九条中「前四条」を「第五条から前条まで」に改める。

第十条中「基いて」を「基づいて」に、「行う」を「行なう」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

昭和三十八年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金については、なお従前の例による。

理 由

公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、公立の小学校及び中学校の建物の新築又は増築にする経費に関する国の負担の範囲を広げるとともに、これらの学校の校舎の工事費の算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員会理事上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

は増築に要する工事費を算定する場合

「上村千一郎君登壇」

○上村千一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、一、公立の小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、現在国庫負担を行なう場合の条件としている普通教室の不足による不正當授業の解消を、特別教室をも含む教室の不足の解消と改めること、二、公立の小学校における屋内運動場の新築または増築をする

経費について、新たに国がその一部を負担することとし、その負担割合は三分の一とすること、三、公立の小学校または中学校を適正な規模にするため、統合したことに伴つて必要となる経費について、新たに国がその一部を負担することとし、その負担割合は二分の一とすること、四、公立の小学校または中学校の校舎の工事費の算定方法を、現行の児童または生徒の数を基準とする方法から、当該学校の学級数を基準とする方法に改めること、五、集団的な住宅の建設に伴う教室の不足を解消するための校舎の新築また

は増築を行なう年度の翌年度の四月一日または文部大臣の定める日の見込み

数とすることができることとするこ

と、六、屋内運動場にかかる工事費を算定する場合において、特別の理由が

あるときは、新たに児童または生徒一

人当たりの基準坪数に児童または生徒の数を乗じて得た坪数に政令で定める必要な坪数を加えることができるこ

とするとこと、七、この法律は、昭和三

十九年四月一日から施行することであ

ります。

本案は、去る二月二十一日当委員会に付託となり、同日瀧尾文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。以来、慎重に審議を行ないました。そこで御承知願います。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 日程第五 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、日本開

法

議

案

を議

論

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

るとともに、同行の業務の円滑な運営に資するため、理事及び参与の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 大だいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会におけられ、議論の経過並びに結果を御報告申しあげます。

日本開発銀行は、長期設備資金の融資、逐年多様化するとともに、その融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しよろと/orするものであります。

日本開発銀行は、長期設備資金の融資、逐年多様化するとともに、その融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しよろと/orするものであります。

第一は、同行の業務として土地造成

資金の貸し付け業務を追加すること

あります。近年、地域開発がますます

重要性を加えてまいりましたが、現行

の日本開発銀行法では、自己の事業の

用に供する土地の取得については融資を行なうことができることとなつて

おります。そこで、本案は、經濟の再

建及び産業の開発に寄与する事業の用

に供する土地にあつては、譲渡を目的

とする土地の造成についても融資の道

を開こうとするものであります。

第二は、理事及び参与の増員であります。同行の業務は、当初の甚幹産業

に対する融資のみならず、地域開発融資等、逐年多様化するとともに、その

融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しよろと/orするものであります。

日本開発銀行は、長期設備資金の融資、逐年多様化するとともに、その

融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しよろと/orするものであります。

れました。今日まで円満な運営を続けてまいりました当委員会として、事前に十分話し合つたことは、まことに

遺憾な結果になりましたことを非常に

悔念に思いますが、反面、本改正法は

四月一日の施行を予定しております。年度内成立を期し得ない場合、行政事務に多大の支障を来たすばかりでなく、地

域経済開発等にも悪影響をもたらすおそれもあり、参議院送付をこれ以上おくれさせることは事実上許されない案件

でありますため、委員長としては、やむなく直ちに討論に入りましたところ

、岩動委員は自由民主党を代表して、また、竹本委員は民主社会党を代

り表して、それぞれ賛成の意見述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案は起立総員をもつて原案のとおり可決となりました。

○議長(船田中君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和三十七

年度において防災に関するとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和三十九年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

一、去る二十四日、内閣から、地方交

付税法第七条の規定に基づく昭和三

十九年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

（政府委員承認）

一、去る二十四日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

（政府委員任命）

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

法務大臣 賀屋 興宣君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

文部大臣 灘尾 弘吉君

通商産業大臣 福田 一君

運輸大臣 錦部健太郎君

國務大臣 赤澤 正道君

國務大臣 後藤田正晴君

建設政務次官 鶴田 宗一君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

警察庁警備局長 後藤田正晴君

（指名通知）

一、去る二十四日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員山花秀雄君を指名した旨内閣に通知した。

証書についての登記手続を簡易化すること。

5 未登記の不動産についての所有権保存の登記又は所有権の処分の制限の登記の申請書又は嘱託書に土地の所在図又は建物の図面等を添附すること。

二、議案の可決理由

不動産の登記手続中には、その実益がきわめて乏しいのかかららず、申請人及び登記所に多大の煩鎖な手数を要するもの等があるので、これを合理化及び簡易化し、不動産登記事務の適正迅速な処理を図るため、本案は、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月二十四日

衆議院議長 舟田 中殿

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通需要の急激なる増加にかんがみ、道路を緊急に整備して経済基盤の強化

に寄与するため、新たに昭和三十九年度を初年度とする道路整備五

箇年計画を定める等、道路に関し、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次の通りである。

1 建設大臣は、新たに昭和三十

九年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべくものとする。

2 昭和三十九年度以降五箇年間

における地方公共団体に対する道路の改築で土地区画整理事業に係るものに関する国の負担金

の割合又は補助金の率について

は、土地区画整理法の規定にかからず、三分の一の範囲内で政令で特別の定めをすることができるものとする。

3 建設大臣は、昭和三十九年度以降の毎五箇年を各一期として、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべくならないものとする。

4 その他、関連規定の整備を行なうものとする。

4 その他、関連規定の整備を行なうものとする。

二、議案の可決理由

本案は、わが國道路の整備を緊急に促進して経済基盤の強化に資するための措置として適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和三十九年度道路整備特別会計予算に三千四十三億七千四百六十万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年三月二十四日

建設委員長 丹羽喬四郎

衆議院議長 舟田 中殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、公立の義務教育諸学校の施設整備を促進するため、公立

の小学校及び中学校の建物の新築又は増築に要する経費に關する國の負担の範囲を広げるとともに、

これからの学校の校舎の工事費の算定方法を学級数を基準とする方法

を算定する場合の当該学校の学級数は、当該新築又は増築を行なう年度の翌年度の四月一日又は文部大臣の定める日の見込み数とすることができることとする。

その要旨は次の通りである。

二、議案の可決理由

本案は、わが國道路の整備を緊急に促進して経済基盤の強化に資するための措置として適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

1 公立の小学校又は中学校の校舎の新築又は増築に要する経費について、現在国庫負担を行なう場合の条件としている普通教室の不足による不正常授業の解消を、特別教室をも含む教室の不足の解消と改めること。

2 公立の小学校における屋内運動場の新築又は増築に要する経費について、新たに國がその一部を負担することとし、その負担割合は、三分の一とするこ

と。

3 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため、統合したことと伴つて必要となつた屋内運動場の新築又は増築に要する経費について、新たに國がその一部を負担することとし、その負担割合は、二分の一とするこ

と。

4 その他、関連規定の整備を行なうものとする。

4 その他、関連規定の整備を行なうものとする。

二、議案の可決理由

7 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行すること。

第一次公立文教施設整備五カ年計画の目標が本年度をもつておおむね達成されるので、より一層公立文教施設整備の充実に資するため、新たに、第二次計画を構立し、かねて懸案となつていた施設費に対する国庫負担の範囲の拡大及び

工事費の算定方法等の改善を図ること。

ことは、時宜に適するものであることを認め、本案は、別紙の通り附帯決議を附して原案の通り可決

